



News Letter

仙台市成年後見総合センターだより

Vol.7
R7/7/9 発行

【発行元】仙台市成年後見総合センター（運営：仙台市社会福祉協議会）
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1 丁目 6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台 6 階 ※令和 6 年 12 月より仮移転中
TEL:022-223-2118 / FAX:022-213-6457

☆所長よりごあいさつ

日頃より、本センター運営にご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

本センターは、国の成年後見制度利用促進計画に基づく権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」として、弁護士や司法書士等専門職の方々と緊密な連携により各事業を展開しています。

現在、国の法制審議会においては、成年後見制度改正を見据えた見直しの議論がすすめられ、将来的には利用期間の事前設定や終了規定の新設が見込まれておりますが、本人の権利擁護という制度そのものの目的に変わりはありません。今後も、関係機関の皆さまと共に権利擁護支援のあり方を共に考えていきたいと存じますので、今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

仙台市成年後見総合センター 所長 穴戸 充

☆出張講話をご活用ください！

本センターでは、成年後見制度の普及啓発を目的に、市民の方や市内の福祉・医療の相談支援に係る職員を対象に、関係機関が企画する研修会等の場へ職員が出向き、成年後見制度に関する講話を行っています。

令和 6 年度は、障害福祉施設や特別支援学校の保護者向け研修会、地域包括支援センター主催の権利擁護研修会や区の子精神保健福祉家族会等で講話を行いました。



「難しい問題だが勉強になった」「後見人のできることで、できないことがあるのだとわかった」等の声をいただきました！



参加者に応じたテーマで、『制度のなりたち』や『利用の必要性を考える際のポイント』、『成年後見人等の役割』、『制度活用事例』などについて、1 時間程度でお話しています。

ご依頼頂く場合には、おおむね開催の 2 か月前までに本センターホームページに掲載されている「出張講話申込書」を FAX 頂くか、お電話でお申し込みください。

☆福祉関係者向け研修の案内

成年後見制度や権利擁護支援を必要とする方が必要な時に必要な支援につなげることができるように、市内の福祉・医療の相談支援に係る各関係機関（保健福祉センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、福祉施設、病院など）を対象とした研修を下記の日程で実施いたします。

- 【第 1 回】令和 7 年 9 月 11 日（木） 13:30～15:30 WEB 形式
内容：成年後見制度の基本的な内容についての講義（予定）
- 【第 2 回】令和 7 年 12 月 17 日（水） 13:30～16:00 WEB 形式
内容：成年後見制度の活用事例と演習（予定）

※詳細につきましては、電子メール等にてご案内します（仙台市社協ホームページにも掲載予定です）。



☆相談対応事例のご紹介

親族からの相談事例

長女からの相談。父・Aさん（70代男性）は脳梗塞を発症し入院しています。これまでは、自宅で一人暮らしをしており、身の周りのことは自立していましたが、後遺症により意志疎通が困難な状態となり回復が見込めないことから、今後は施設に入所する予定です。施設入所の手続きは長女が行ないますが、Aさんの預貯金から入院費の引出しができず、長女が一時的に立て替えているものの、施設の入所費用の負担まではできません。銀行に相談をしたところAさんに成年後見人を付けるように言われたため、長女は自分が成年後見人になってこれからもAさんの支援をしたいと考えていますが、長女が成年後見人になることは可能でしょうか。

センターの対応

Aさんの判断能力では銀行と取引ができないことから成年制度利用の必要性を確認し、長女が申立人となり後見開始申立を行うことになりました。長女が申立書の作成を行うにあたり、センターからは申立の流れを説明し、書類作成時の留意点などを伝えました。長女はその後、本人の支援者のサポートも受けながら申立手続きを行いました。



ポイント



申立の際に長女が後見人候補者となることは可能ですが、家庭裁判所はAさんにとって最も適任だと思われる方を選任するため、長女以外が選任される可能性があることを確認しました。

審判では長女の希望通り、長女が成年後見人として選任されたため、財産管理と身上保護を担うこととなりました。

☆市民後見人のリーフレットを作成しました！

市民後見人についてより多くの方に知っていただくために、市民後見人養成講座の修了生と意見交換を行ない、このたびリーフレットを作成しました。市民後見人が選任された事例を交え、市民後見人についてわかりやすく説明しています。

今後リーフレットは地域包括支援センターや相談支援事業所等へ配布したり、本センターのホームページにも掲載する予定です。ぜひご覧ください。

★市民後見人とは、「弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」（日本成年後見法学会）です。本市では、本センターが開催する所定の養成講座修了後、仙台市社協に名簿登録された方で、且つ家庭裁判所により成年後見人等に選任された方となります。



☆ 権利擁護、成年後見制度に係るご相談をお受けします

◆ 仙台市成年後見総合センター 窓口のご案内 ◆

【受付時間】 月曜～金曜：午前9時～午後5時
（祝日・年末年始を除く）

【電話番号】 022-223-2118

【対 象】 仙台市内在住の方

まずは、お電話で
お問い合わせくだ
さい。



- 当事者の方に限らず、関係機関の方々からのご相談もお受けしています。
- 成年後見制度の概要や手続き、必要性等について、一緒に考え、アドバイスいたします。
- 必要に応じ、地域包括支援センター等と連携して、対応いたします。
- 当センターが必要と判断した場合、後見人等候補者の推薦を行ないます。
- 法的な問題など、専門的な相談に応じられる様、「専門職アドバイザー」を配置しています。

- 成年後見制度はご本人の権利をまもる制度です。
- ご本人に必要な支援を一緒に考えて下さる、身近な支援者との連携が不可欠ですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。